



記者発表資料 1枚

令和6年3月22日
都市計画課

福島県不法・危険盛土等対策本部の設置について

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法）」が令和5年5月26日に施行されました。

県としては、県外からの大量土砂搬入事案等に対し、既存法令や土砂条例、盛土規制法等に基づく規制をより実効的なものとし、県民の安全安心の確保を図るため、県及び関係団体を構成員とする「福島県不法・危険盛土等対策本部」を設置することとしました。

つきましては、令和6年3月26日（火）※に同対策本部の看板設置式を下記のとおり行いますので、お知らせします。

1 日時

令和6年3月26日（火） 15:00～15:05

2 場所

土木部長室入口

3 掲示者

副知事、警察本部生活安全部長、県市長会、県町村会

4 その他

当日、看板設置式終了後に都市計画課にて記者ブリーフィングを行います。

(参考)

本部構成員：知事（本部長）、副知事（副本部長）、
生活環境部長、農林水産部長、土木部長
警察本部長
県市長会長
県町村会長

※同日（3/26）、西郷村及び矢祭町の規制区域を指定し、同時に盛土規制法による規制を開始する予定です。

【問い合わせ先】

都市計画課 副課長兼主任主査 櫻澤 一朝

電話 024-521-7866（内線 3651） FAX 024-521-7956